

# 南小PTAのしおり

## 目 次

校 歌	2
P T A の 組 織	3
P T A 規 約	4
P T A 規 約 細 則	8
P T A クラブ規 定	9
P T A 慶弔規 定	11
P T A 室利 用 規 定	12

箕面市立南小学校 P T A

2025年12月発行

# 南小学校校歌

作詞 小野 十三郎 作曲 川澄 健一

一、日は高し みどりの園生そのお

雲はゆく はてしなき空

みのお川 音なく流れ

さかんなり 木々の芽吹き

ふりそぞぐ 光の中に

手をつなぎ こうべをよせて

のびよ のびよ のびよ

ああ わが母校 箕面南

二、風かおる 世界のまなか

山は冴ゆ 学び舎の窓

野の泉 ゆたかにあふれ

つぶらなり友のまなざし

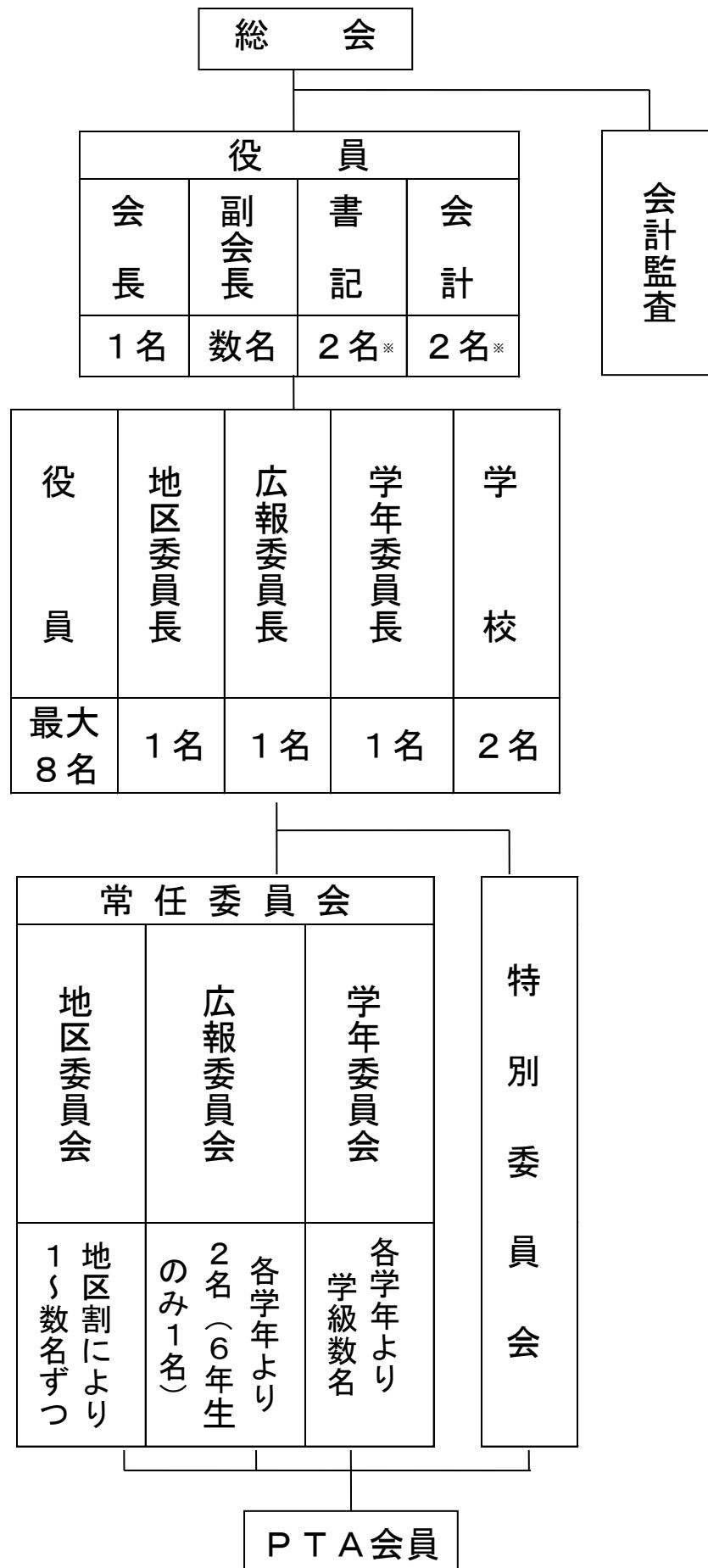
進みゆく 時の歩みに

手をつなぎ 力をあわせ

のびよ のびよ のびよ

ああ わが母校 箕面南

# PTAの組織（2025 年度版）



# 箕面市立南小学校 P T A 規約

昭和 28 年	4月 1 日	規約制定
昭和 36 年	4月	改定
昭和 51 年	7月	改定
昭和 57 年	12月	改定
昭和 60 年	4月	改定
昭和 61 年	5月	改定
平成 5 年	4月	改定
平成 14 年	5月	改定
平成 22 年	3月	改定
平成 23 年	4月	改定
平成 24 年	3月	改定
平成 25 年	2月	改定
平成 28 年	4月	改定
平成 28 年	10月	改定
平成 30 年	11月	改定
令和 2 年	4月	改定
令和 5 年	5月	改定
令和 6 年	8月	改定
令和 7 年	12月	改定

## 第一章 名 称

第 1 条 本会は箕面市立南小学校 P T A と称する。

## 第二章 目 的

第 2 条 本会は、会員相互協力し、学校と家庭と社会との関係を一層緊密にして、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

## 第三章 活 動 方 針

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、つぎの活動を行う。

1. 会員の相互理解と教養の向上および会員親睦に関するここと。
2. 学校と家庭との緊密な連絡によって、児童の生活をより豊かにすること。
3. 児童の生活環境をよくすること。
4. 学校行事等への協力に関するここと。
5. その他、本会の目的達成のため、必要と認められること。

第 4 条 本会は、非営利的、非宗教的、非政治的な民主的団体として活動をする。

第 5 条 本会は、学校の人事および管理運営に干渉しない。

## 第四章 会 員

第 6 条 本会の会員は、箕面市立南小学校の児童の父母、またはそれにかわるもの（以下「保護者」という。）および本校の教職員とする。

第 7 条 本会の会員は、会費を納める義務を有する。

## 第五章 会 計

第 8 条 本会の経費は、会費、事業収入および自発的な寄付金をもってあてる。

第 9 条 会費は、月額400円として月ごとに納める。

第10条 本会の資産は、第二章の目的達成のため以外に支出または使用してはならない。

第11条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員および会計監査

第12条 本会に、つぎの役員をおく。

1. 会長 一名

2. 副会長 数名

3. 書記 二名

4. 会計 二名

第13条 役員の兼任は、認めない。

第14条 役員の任期は、一ヵ年とする。

第15条 本会に会計監査三名をおく。

第16条 会計監査の任期は、一ヵ年とする。

## 第七章 選 出

第17条 次年度の役員および会計監査の選出にあたっては、現役員内にて候補者を選び、総会の承認を得て決定する。

第18条 役員および会計監査の候補者の推薦に際しては、その名前を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。

第19条 現役員は、各々の役員および会計監査の候補者をあげ、総会の少なくとも五日前に全会員に通告する。

第20条 役員および会計監査の候補者の追加指名は、選出を行う総会の際、一般の会員からなすことができる。

第21条 役員および会計監査は、決算総会において承認され就任する。

## 第八章 職 務

第22条 会長は、次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、総会および実行委員会を招集する。

2. 役員および校長の承認を得て、常任委員会の委員長ならびに委員を委嘱する。

3. 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員長ならびに委員を委嘱する。

4. これらの委員会に一委員として出席し、意見を述べることができる。

第23条 他の役員、会計監査は、次の職務を行う。

1. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合には、その代理を務める。

2. 書記は、総会、実行委員会、特別委員会の議事ならびに、本会の活動に関する事項を記録し、その会合について通知する。

また、記録その他の書類を保管する。

3. 会計は、総会が決定した予算にもとづいて、本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し、会計監査を経た中間決算報告を10月に、そして決算報告を4月に行う。

4. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を報告する。

## 第九章 総 会

- 第24条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第25条 総会は、定期総会および臨時総会とする。  
定期総会は決算総会と予算総会とし、臨時総会は、必要に応じて開かれる。
- 第26条 決算総会は、会計監査を経た前年度会計決算および 事業報告の承認、翌年度役員ならびに会計監査の就任を決定する。  
予算総会は、年度計画、年度予算、その他の緊急事態に関する審議ならびに承認をする。
- 第27条 総会の日時および議題は、総会の少なくとも五日前に全会員に通知する。
- 第28条 総会の定足数は、会員の五分の一（委任状を含む）とし、決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし賛否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 第29条 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の五分の一以上の要求のあった場合には、会長は臨時総会を招集する。

## 第十章 実行委員会

- 第30条 実行委員会は本会の役員および各常任委員会の委員長ならびに、校長・教頭によって構成される。
- 第31条 実行委員会の任務は、つぎの通りである。  
1. 各委員会によって立案された事業計画の審議検討をする。  
2. 総会に提出する報告書を作成する。  
3. 必要ある場合は、特別委員会を設ける。  
4. 役員に欠員を生じ、実行委員会が必要と認めた場合は、候補者を選び、総会にはかり、これを補充する。ただし、会長に欠員を生じた場合に限り、副会長が就任する。  
5. 細則の改廃を行う。  
6. その他、委員より委任された事項の処理をする。  
7. 実行委員会は、原則として毎月一回開かれる。ただし、会長が必要と認めたとき、または委員の四分の一以上の要求があったとき開催する。
- 第32条 実行委員会は委員の半数以上の出席がなければ成立しない。
- 第33条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決する。  
ただし、賛否同数の場合は、会長がこれを決定する。

## 第十一章 委員会

- 第34条 本会に、常任委員会と特別委員会を設ける。

- 第35条 常任委員会はつぎの通りとする。

【学年委員会】 各学年の P T A 活動の推進と会員相互の親睦をはかり、合わせて他の委員会との連絡調整を行うとともに、会務一般の処理と、その他ほかの委員会に属さぬ事項の処理にあたる。

【広報委員会】 会報の発行等、広報活動にあたる。

【地区委員会】 校外における児童の教育環境の整備に努め、児童の健全育成にあたる。

- 第36条 特別委員会は、実行委員会の承認を得て、特定の目的を遂行する。

- 第37条 各委員会の委員の選出は、別に定める細則による。

## 第十二章 細則

- 第38条 本会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定める。
- 第39条 実行委員会は、細則を改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第十三章 改正

第40条 本規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。  
ただし、改正案の提出については、あらかじめ、その内容を総会の少なくとも五日前に、全会員に通知しておかなければならない。

## 付則

第1条 校長はその職責上あらゆる会合において発言権をもつ。

第2条 この規約は昭和28年4月1日より実施する。

昭和36年 4月 一部を改正し実施する。

昭和51年 7月 一部を改正し実施する。

昭和57年12月 一部を改正し、昭和58年4月1日より実施する。

昭和60年4月27日 第25条の3項の一部を改正する。

昭和61年5月17日 第37条の一部を改正する。

平成5年4月24日 第18条を改正、第33条の8項を付加する。

平成14年5月21日 第18条を改正し実施する。

第33条の8項を削除する。

平成23年 4月 一部を改正し実施する。

令和2年 4月 第9条の一部を改正し実施する。

令和5年 5月 第17条の一部を改正し実施する。

第18条および第19条を削除する。

第20条を第18条に繰り上げ実施する。

第21条を第19条に繰り上げ、一部を改正し実施する。

第22条～第42条をそれぞれ第20条～第40条に繰り上げ実施する。

令和7年 12月 第35条の一部を改正し実施する。

# 箕面市立南小学校 P T A 規約細則

## (常任委員会の選出に関する細則)

- 第 1 条 本細則は箕面市立南小学校 P T A 規約第 39 条による。
- 第 2 条 各常任委員長は、学年委員より 1 名、広報委員より 1 名、地区委員より 1 名を互選する。
- 第 3 条 地区割の児童人数により、各地区ごとに数名ずつ委員を選出する。児童減少により地区の統合が行われた際には、地区委員数を変更することができる。
- 第 4 条 常任委員は、各学年毎に学年委員を学級数名\*、広報委員 2 名を選出する。ただし広報委員に関しては 6 年生のみ学年で 1 名の選出とする。（\*各学年のクラス数ずつ選出）
- 第 5 条 各学年から常任委員の補欠 2 名を選出する。
- 第 6 条 常任委員は、原則として少なくとも子どもの数だけ就任するものとする。
- 第 7 条 常任委員の選出は立候補を優先し、定員に満たない場合は抽選を行う。
- 第 8 条 第 1 子が新 1 年生として入学、または転入 1 年以内の家庭は各常任委員長選出の際に免除を申し出ることができる。
- 第 9 条 役員は次年度以降の常任委員の選出を免除される。  
実行委員経験者が常任委員になった場合、委員長の互選を免除される。
- 第 10 条 本細則は、実行委員会の議決により改廃することができる。
- 第 11 条 本細則は、平成 12 年 1 月 15 日より実施する。  
平成 13 年 3 月 3 日 第 2 条の一部を改正し実施する。  
平成 15 年 2 月 6 日 第 3 条・第 8 条に追記、平成 15 年度より実施する。  
平成 16 年 4 月 15 日 第 3 条・第 4 条・第 5 条・第 8 条の一部を改正し実施する。  
平成 28 年 10 月 6 日 第 2 条に追記、第 3 条・第 8 条の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。  
平成 30 年 11 月 7 日 第 3 条に追記、平成 31 年 4 月 1 日より実施する。  
令和 2 年 3 月 5 日 第 2 条・第 3 条・第 4 条の一部を改正し令和 2 年 4 月 1 日より実施する。  
令和 5 年 4 月 24 日 第 8 条を追加、第 8 条・第 9 条・第 10 条をそれぞれ第 9 条・第 10 条・第 11 条に繰り下げ実施する。  
令和 6 年 8 月 1 日 第 2 条・第 4 条・第 5 条の一部を改正し、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。  
令和 7 年 12 月 3 日 第 2 条・第 3 条・第 4 条の一部を改正し、令和 7 年 12 月 3 日より実施する。

# 箕面市立南小学校 P T A クラブ規定

## (総則)

第 1 条 P T A会員はP T A規約第3条に定められた会員の相互理解と教養の向上および会員親睦活動を活発に行い、もってP T A規約第2条の目的を達成するため、クラブを作りこれに参加することができる。クラブはクラブ員により構成され、クラブ員の資格はP T A会員としての資格を失うとき、その資格を失う。

## (活動総括)

第 2 条 クラブ活動の総括は、P T A会長がこれにあたる。

## (発足および継続)

第 3 条 1. クラブを新規発足させようとするとき、発起人は原則として10名以上（内、南小在籍児童の保護者が半数以上要す）の参加者を募り、その名前を付してすみやかにP T A会長に届け出るものとする。  
2. クラブは代表者を部長と称し、部長は南小在籍児童の保護者が担う。  
3. クラブ活動は年間の活動計画を書面でP T A会長に提出し、実行委員会の承認を得て発足する。  
4. 発足以降既存のクラブに関しては本年度のクラブ員数を年初5月末日で応募を締切り、1週間以内に本年度の状況を書面でP T A会長に届け出るものとする。また、年間の活動計画を書面でP T A会長に提出し、実行委員会の承認を得て継続できるものとする。

## (運営および解散)

第 4 条 1. クラブは当該年度の終了までその活動を続けることにつとめ、原則として毎月1回以上その活動を行うものとする。  
2. クラブはいずれも毎年3月末に年度を締めるものとし、その時点で部長は年間活動報告を書面でP T A会長に提出するものとする。  
ただし、本年度の状況をP T A会長に届けなかった場合、当該クラブは解散したものと見なし今後のクラブ活動を行うことは出来ない。  
3. クラブ員が集まらず第3条1項の要件を満たさないとき、クラブは解散もしくは地域施設利用団体へ移行するものとする。  
4. P T AクラブにおいてP T A室を利用しようとする場合は別紙、箕面市立南小学校P T A室利用規定に基づき使用するものとする。  
5. クラブ部長は退会者がある場合には適宜補充を行い、会員数の維持に努めるものとする。

## (用具)

第 5 条 1. 学校備品を使用する場合は学校備品使用状況報告書を書面で学校管理者及びP T A会長に提出するものとする。学校備品使用状況報告書は年度毎に提出する。  
2. クラブ活動における持ち込み用具についてはクラブが管理し、原則学校施設に保管しない。クラブの持ち込み用具については学校管理者及び実行委員で審議し、認められた最小限の物品のみ学校施設に保管できるものとする。  
3. 学校備品が破損した場合は速やかに申し出る。また、クラブの持ち込み用具が破損した場合の責任は学校管理者及び実行委員に問わないものとする。

## (改正)

第 6 条 本規定の改正は実行委員会で行う。

## (付則)

本規定は、平成13年4月7日より実施する。

平成19年12月 7日 第5条の一部を改正し実施する。

平成22年 3月 5日 第5条の一部を改正し実施する。

平成24年 4月 12日 第4条の一部を改正し実施する。

平成25年 2月 1日 第3条・第4条・第5条の一部を改正し実施する。

平成28年 4月 11日 第5条の一部を改正し実施する。

令和 2年 10月 8日 第2条の一部を改正し実施する。

令和 4年1月 7日 第3条・第4条の一部を改正し実施する。

令和 7年 3月 日 第1条・第3条・第4条・第5条の一部を改正し実施する。

## 箕面市立南小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 本会会員、児童に慶弔のあった場合には、この規定によってその意を表する。

第 2 条 前条に規定するものは、つぎに該当する場合をいう。

	参　　列	金　　額
本会関係事業により表彰 感謝状を授与されたとき		実行委員会で そのつど決める
会員の死　亡	P T A 役員　全員 実行委員　若干名 学年委員　若干名	供花一基（時価）
本校児童の死亡	P T A 役員　全員 実行委員　全員 学年委員　若干名	供花一基（時価）
職員の両親・配偶者の死亡	P T A 役員　若干名 実行委員　若干名	供花一基（時価）
火災等の災害 (火災の場合は半焼以上)		5, 000円

第 3 条 この規定に定めるもの以外の事項については、実行委員会で決定する。

付　　則　この規定は、実行委員会の三分の二以上の賛成により改正することができる。

この規定は、昭和47年5月1日より実施する。

昭和50年 5月17日 一部を改正する。

昭和51年 6月17日 一部を改正する。

平成 3年 4月20日 一部を改正する。

平成15年 1月16日 一部を改正する。

平成21年 2月 6日 一部を改正する。

令和 7年 12月 学年委員へ名称を変更する。

# 箕面市立南小学校 P T A 室利用規定

## (趣旨)

第 1 条 本利用規定は、箕面市立南小学校 P T A が主たる活動を行う同小学校 P T A 室について、箕面市立南小学校 P T A 規約（以下、単に「規約」という）に基づき、その管理及び使用に関する必要な事項を定める。

## (P T A 室の用途)

第 2 条 1. P T A 室は、次の各号に掲げる目的のために使用するものとし、使用に係る優先順位は、一号が最優先、以下二号、三号とする。

- 一 実行委員会、常任委員会、特別委員会の運営に必要な会議等
- 二 P T A クラブの運営に必要な会議等の開催
- 三 その他会長が認めた団体の活動

2. P T A 室内に実行委員会が設置する設備ならびに保管する備品等の使用について定めのある場合は、これに従うものとする。定めのない備品等の使用は、次に使うものが快く使用できるよう心がけることとする。

3. P T A 室内には、会長が認めた各団体の物品等を、別に会長が定めた区画にそれぞれ保管することができる。保管している物品は、それぞれの区画内に保管している物品等についてはその団体が責任を持って管理することとする。区画内の物品が原因で、他の区画の物品または P T A 室を毀損または破損などした場合は、原因となった物品の所有者が誠意を持って対処にあたることとし、P T A はその責を負わない。

## (使用時間)

第 3 条 P T A 室を使用することのできる時間は、原則学校開校日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

## (管理責任)

第 4 条 P T A 室の管理については、会長が一切の責任を負う。会長はその管理権限を副会長に委任することができる。

## (入室・使用の申込)

第 5 条 P T A 室への入室、使用申込については、会長が別に定める方法に従うこととする。なお、同一の時間帯に複数の使用者が競合するときは、それぞれの使用者同士で互いに適切に調整することとする。

## (P T A 室の使用予定表)

第 6 条 会長は、P T A 室の使用申込を受理、承認したときは、使用予定表を作成・更新して保管する。

## (P T A 室の使用)

第 7 条 使用につき承認を受けた団体等の責任者は、小学校が定める者から P T A 室の鍵の貸与を受け、使用することができる。使用に際しては、会長が別に定めた注意事項を遵守すること。

## (その他)

第 8 条 この利用規定に定めのない事項については、規約又は他の規定等の定めるところによる。

第 9 条 この利用規定の変更又は廃止は、実行委員会の承認を経なければならない。

## 附 則

この規定は、平成 24 年 3 月 2 日から効力を発する。